

< 学術論文 >

柔道授業が柔道整復術ノンテクニカル（精神面）に 及ぼす影響

— 養成学校生に対する認識調査を基にして —

福井悠紀子¹⁾, 尾藤何時夢¹⁾, 井手貴治¹⁾, 高本考一¹⁾,
丸澤遼子²⁾, 久保山和彦³⁾

1) 東亜大学 人間科学部 スポーツ健康学科
fukui@toua-u.ac.jp

2) 日本体育大学大学院 保健医療学研究科 博士課程

3) 日本体育大学 保健医療学部 整復医療学科

《要 旨》

近年、柔道整復師養成施設を取り巻く環境が変化したことにより、その養成課程において柔道の授業を履修することの意味が学生に伝わり難くなってきており、柔道整復師養成における柔道教育の意義が薄れてきている可能性がある。こうした状況を受けて本研究では、柔道整復師養成学校での柔道授業を通じて得られるノンテクニカル（精神面）ならびに、医療人となる学生の柔道観を調査することで、柔道整復術における柔道教育の位置づけについて改めて検討する。

それにあたって、大阪府内のとある学校に在籍する学生を調査対象者として選び、2019年から2021年にかけてそれぞれの学年末に3回にわたって無記名によるアンケート調査を縦断的に実施し、分析した。

その結果、柔道授業がノンテクニカル（精神面）への影響を感じられたと回答した学生数は、学年が上がるごとに増加しており、ノンテクニカル効果に対する学生の認識の高まりが確認された。このことから、柔道を指導する者が柔道の目的や意義を学生に説明し、柔道を3年間継続的に行うことは、医療人としてのノンテクニカル（精神面）に有益な影響をもたらすことが示唆されることとなった。

キーワード：柔道授業，柔道整復師，柔道整復師養成学校，精神面，アンケート調査

《目 次》

I . はじめに

II . 本研究の目的

III . 対象と方法

IV . 結果

IV - (1) 質問「礼儀・礼節が正しくなった」の項目

IV - (2) 質問「他人を思いやるようになった」の項目

IV - (3) 質問「忍耐力が向上した」の項目

IV - (4) 質問「責任感が持てるようになった」の項目

IV - (5) 質問「自分に自信が持てるようになった」の項目

IV - (6) 質問「自制心が向上した」の項目

- IV－(7) 質問「集中力が向上した」の項目
- IV－(8) 質問「協調性が向上した」の項目
- IV－(9) 質問「公正になった」の項目
- IV－(10) 質問「謙虚になった」の項目
- IV－(11) 柔道整復術ノンテクニカルな影響を「感じている」と認識した割合

V. 考察

VI. 結語

VII. 謝辞

I. はじめに

近年、柔道整復師養成施設を取り巻く環境が変化したことにより、柔道整復師になるために柔道を行うことの意義が柔道授業において学生に伝わり難く、柔道整復師養成課程における柔道教育の意義が薄れてきているように思われるつまり、それは柔道授業を行うことの意義が問われているということに他ならない。そこで、柔道整復師にまつわる歴史を振り返ることとする。

柔道整復師の始まりは江戸期に遡ることができる。明治期において接骨業として柔道整復を担っていた者の多くは柔術家であり、道場において接骨を副業とする者が中心であった¹⁾。

明治期において、国家が主導した医療の近代化が進んでいく中で、接骨業の開業には法的規制が設けられ、明治18(1885)年には、内務省により歯科とともに接骨業の取締規制を各府県に通达されたことで、医術開業試験に合格した者でなければ、接骨の新規開業が認められないこととなった。これらによって、従来から接骨を営んできた柔術家は一代限りの許可鑑札を受けて運営していくこととなった。

大正期になると道場経営の柱となっていた接骨を継続させるために、法的に公認され、また身分を確立するために担い手らの集団が活動を興した。その活動の中心には、天神真楊流柔術から講道館柔道に至る修行歴のある荻原七郎が立ち、大正2(1913)年、接骨術公認規成会運動を開始することとなったのである²⁾。

荻原は、接骨術の法制化のためには、その頃全国に展開されていた柔道(町道場)との強い結びつきが必要と考え、講道館柔道の嘉納治五郎に協力を求め、嘉納の推挙した山下義嗣を会長として、東京の講道館柔道道場を総括する大日本士道会が大正2(1913)年に設立された。そして大正9(1920)年に柔道が冠された「柔道整復師」が誕生したのである³⁾。

柔道整復術(テクニカル)は、柔術などの武術が殺傷を目的とした技術であったことから、稽古中に骨折・脱臼・捻挫・打撲・挫傷に対して整復・固定・後療法の施術を行うことで⁴⁾、自然治癒力を高める方法として活法の一部として発展してきた。柔道の創始者嘉納治五郎が最初に学んだ天神真楊流柔術は、接骨術を継承してきた流派であり、武術と医療の要素を併せ持つ近代的な技術を取り合わせた流派として、合理性を尊ぶ講道館柔道との接続を可能とした。

アジア・太平洋戦争終結後、当初国内では武道教育は否定されていたが(昭和28年迄)、柔道整復術においては昭和26(1951)年には文部厚生共同省令により学校教育による免許制度として制定された。武道教育が容認されるようになると柔道と柔道整復術との精神面における境界線は次第に曖昧なものとなり、昭和45(1970)年に「柔道整復師法」が制定されるまでの間に、柔道整復術ノンテクニカル(精神面)に柔道精神が浸透していくことになる⁵⁾。

その後、平成元年に柔道整復師法が改正され、柔道整復師の資格所得が国家試験によるものとなった。厚生労働省が管轄する柔道整復師養成施設(専門学校)は、1973年に認可を受けて以来、

26年間新設されることはなかった。この間の柔道整復師国家試験の合格者は毎年1,000名程度であり、柔道整復師免許登録者の数も一定であった。ところが、1998年に福岡地方裁判所で下された「柔道整復師養成施設指定申請不認可の取り消し」により、柔道整復養成施設指導要領の指定基準を満たしていれば事実上柔道整復養成施設の設置が可能となり、以後全国各地に専門学校が新設され始めた。新設の勢いは急速に進み、翌年の1999年には1校のみであった新設校は、2011年までに全国で88校に及び、既存の12校も加えると専門学校の総数は100校となった（それまでの14校のうち2校はすでに募集を停止している）⁶⁾。資格所得者も急増し、2014年3月に施行された第22回の柔道整復師国家試験の合格者は5,349名であった。柔道整復師養成施設の新設の勢いが増すにつれ、学生募集を獲得するため、学校側は入学希望者の学校選択の一基準に国家試験合格率を挙げられるようになってきた。これに呼応し柔道整復師養成施設の予備校化現象を指摘する研究もある。このように、柔道整復師養成施設を取り巻く環境は大きく変容し、教育の内容や質が問われるようになってきた。こうした中、「国民の信頼と期待に応える質の高い柔道整復師を養成するため」⁷⁾、カリキュラムの改善、臨床実習の在り方、専任教員の要件などの指定規制の改正も含めた見直しについて平成30年度にはカリキュラムの大きな変更が行われることになった。しかし、今回の改定をみると、なるほど柔道整復実技や臨床実習の改善は行われているものの、柔道整復師の本質的な技術習得のための柔道授業の改善についてはほとんど触れられていない。

前述の通り、柔道は柔道整復術の大きなバックボーンとして認識されてきた経緯がある。実際、柔道整復師の手技は、構え方をはじめ体技に影響されることが多く、柔道での身のこなしや体捌きなどは柔道整復術の習得に極めて重要な素養といえる⁴⁾。しかしながら、現在の柔道整復教育では、確かに礼法や形についての指導は行われるものの、むしろ認定実技審査（柔道整復養成施設においては、公益財団法人柔道整復研修試験財団が実施する実技試験）に合格することが優先されているという傾向がある。そのため、柔道整復師が習得しておかなければならない身のこなしや体捌きなどについてはほとんど指導されていないのが現状である。とりわけ、現在の柔道整復師養成施設においては柔道経験のない学生が増加傾向にあり、柔道整復師になるために柔道を行うことの意義が学生に十分に伝わらない状況にある。学生の中に資格の名称に柔道を冠することの意味を理解していない者もいる。このようなことから、柔道整復と柔道の隔たりが大きくなることで、柔道整復師養成施設における柔道の必要性や意義が完全に理解されなくなっている。

一方で、これまで行われてきた柔道の授業に関する調査では、柔道授業が身体的・精神的な強化に貢献しうることや⁸⁾、及び柔道の技の体得が整復技術の習得にも有効であることなどが報告されている⁹⁾。これらの報告は、柔道整復術を効率的に習得するためにも、柔道授業が柔道整復教育に一定の効果をもたらしうることを示唆している。しかしながら、こうした調査も継続的に行われてるわけではなく、柔道整復師養成施設における柔道授業の意義に対する検証は十分にはなされていない。

II. 本研究の目的

上記の問題に鑑みて本研究では、柔道整復師養成学校での柔道授業を通じて得られるノンテクニカル（精神面）な影響を調査することにより、医療人となる学生の柔道授業に対する認識を把握することで、柔道整復術における柔道教育のあるべき位置づけについて検討する。

III. 対象と方法

調査対象者として大阪府内の柔道整復師養成学校 H 専門学校の J 学科¹⁰⁾ に在籍する学生を選び

無記名によるアンケート調査を縦断的に実施した。調査年度および人数は1年次(2019年45名)、2年次(2020年33名)及び3年次(2021年35名)とし、それぞれ学年末に3回実施した。その際、学年が進むにしたがい、いかに柔道整復術ノンテクニカルな精神面での向上が見られたかを検証しようとした。

質問用紙には「柔道整復術ノンテクニカル(精神面)」に関する10項目を設けた¹¹⁾。回答形式は「感じている、どちらともいえない、感じていない」の3項目を選択させ、全質問に回答したものを有効として単純集計で表した。(以下の表1.が質問内容である)

表1. 柔道授業に関する認識調査質問項目及び回答方式

■質問項目(10項目)

1. 礼儀・礼節が正しくなった
 2. 他人を思いやるようになった
 3. 忍耐力が向上した
 4. 責任感が持てるようになった
 5. 自分に自信が持てるようになった
 6. 自制心が向上した
 7. 集中力が向上した
 8. 協調性が向上した
 9. 公正になった
 10. 謙虚になった
-

■回答の項目(選択方式)

- a. 感じている
 - b. どちらともいえない
 - c. 感じていない
-

IV. 結果

アンケート結果は、質問項目ごとに、回答[a.感じている, b.どちらともいえない, c.感じていない]を単純集計した。また、柔道整復術ノンテクニカル(精神面)の向上を学年推移(1年次:3年次)にまとめた。

IV- (1) 質問「礼儀・礼節が正しくなった」の項目

礼節, 礼儀に関する認識の割合は, 1年次(45名)では[a.75.6%, b.13.3%, c.11.1%], 2年次(33名)は[a.78.8%, b.15.2%, c.6.1%]及び3年次(35名)は[a.82.9%, b.8.6%, c.8.6%]などの結果であった。(図1.)

IV- (2) 質問「他人を思いやるようになった」の項目

他人を思いやるに関する認識の割合は, 1年次(45名)では[a.55.6%, b.31.1%, c.13.3%], 2年次(33名)は[a.57.6%, b.27.3%, c.15.2%]及び3年次(35名)は[a.65.7%, b.22.9%, c.11.4%]などの結果であった。(図1.)

IV－(3) 質問「忍耐力が向上した」の項目

忍耐力の向上に関する認識の割合は、1年次(45名)では [a.48.9%, b.33.3%, c.17.8%], 2年次(33名)は [a.51.5%, b.21.2%, c.27.3%] 及び3年次(35名)は [a.62.9%, b.22.9%, c.14.3%] などの結果であった。(図1.)

IV－(4) 質問「責任感が持てるようになった」の項目

責任感が持てるようになったかに関する認識の割合は、1年次(45名)では [a.33.3%, b.35.6%, c.31.1%], 2年次(33名)は [a.39.4%, b.24.2%, c.36.4%] 及び3年次(35名)は [a.51.4%, b.20.0%, c.28.6%] などの結果であった。(図1.)

IV－(5) 質問「自分に自信が持てるようになった」の項目

自分に自信が持てるようになったかに関する認識の割合は、1年次(45名)では [a.28.9%, b.31.1%, c.40.0%], 2年次(33名)は [a.36.4%, b.33.3%, c.30.3%] 及び3年次(35名)は [a.42.9%, b.22.9%, c.34.3%] などの結果であった。(図1.)

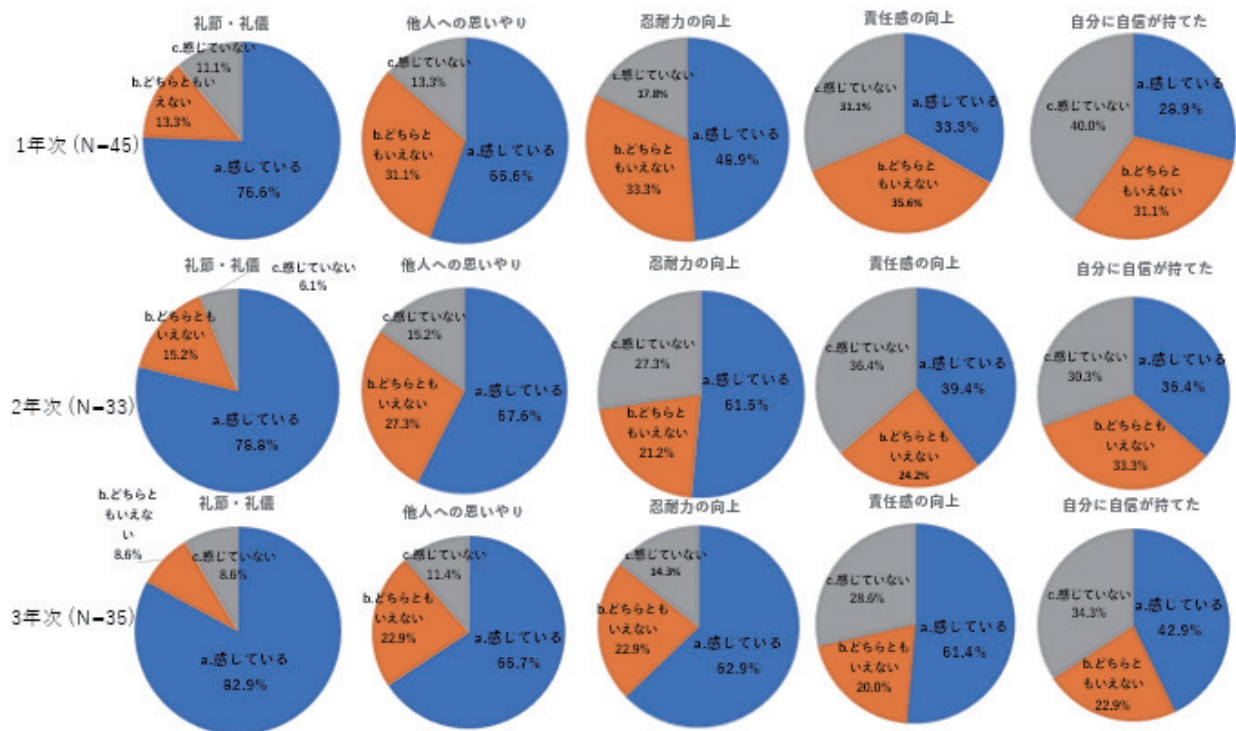


図1.

IV－(6) 質問「自制心が向上した」の項目

自制心の向上に関する認識の割合は、1年次(45名)では [a.37.8%, b.26.7%, c.35.6%], 2年次(33名)は [a.39.4%, b.36.4%, c.24.2%] 及び3年次(35名)は [a.42.9%, b.34.3%, c.22.9%] などの結果であった。(図2.)

IV－(7) 質問「集中力が向上した」の項目

集中力の向上についての認識の割合は1年次(45名)では [a.42.2%, b.28.9%, c.28.9%], 2年

次(33名)は[a.60.6%, b.24.2%, c.15.2%]及び3年次(35名)は[a.62.9%, b.20.0%, c.17.1%]などの結果であった。(図2.)

IV-(8) 質問「協調性が向上した」の項目

協調性の向上についての割合は、1年次(45名)では[a.40.0%, b.26.7%, c.33.3%], 2年次(33名)は[a.51.5%, b.24.2%, c.24.2%]及び3年次(35名)は[a.45.7%, b.20.0%, c.34.3%]などの結果であった。(図2.)

IV-(9) 質問「公正になった」の項目

公正になったかについては関する認識の割合は、1年次(45名)では[a.37.8%, b.26.7%, c.35.6%], 2年次(33名)は[a.45.5%, b.24.2%, c.30.3%]及び3年次(35名)は[a.48.6%, b.22.9%, c.28.6%]などの結果であった。(図2.)

IV-(10) 質問「謙虚になった」の項目

謙虚になったに関する認識の割合は、1年次(45名)では[a.40.0%, b.28.9%, c.31.1%], 2年次(33名)は[a.36.4%, b.33.3%, c.30.3%]及び3年次(35名)は[a.37.1%, b.34.3%, c.28.6%]などの結果となった。(図2.)

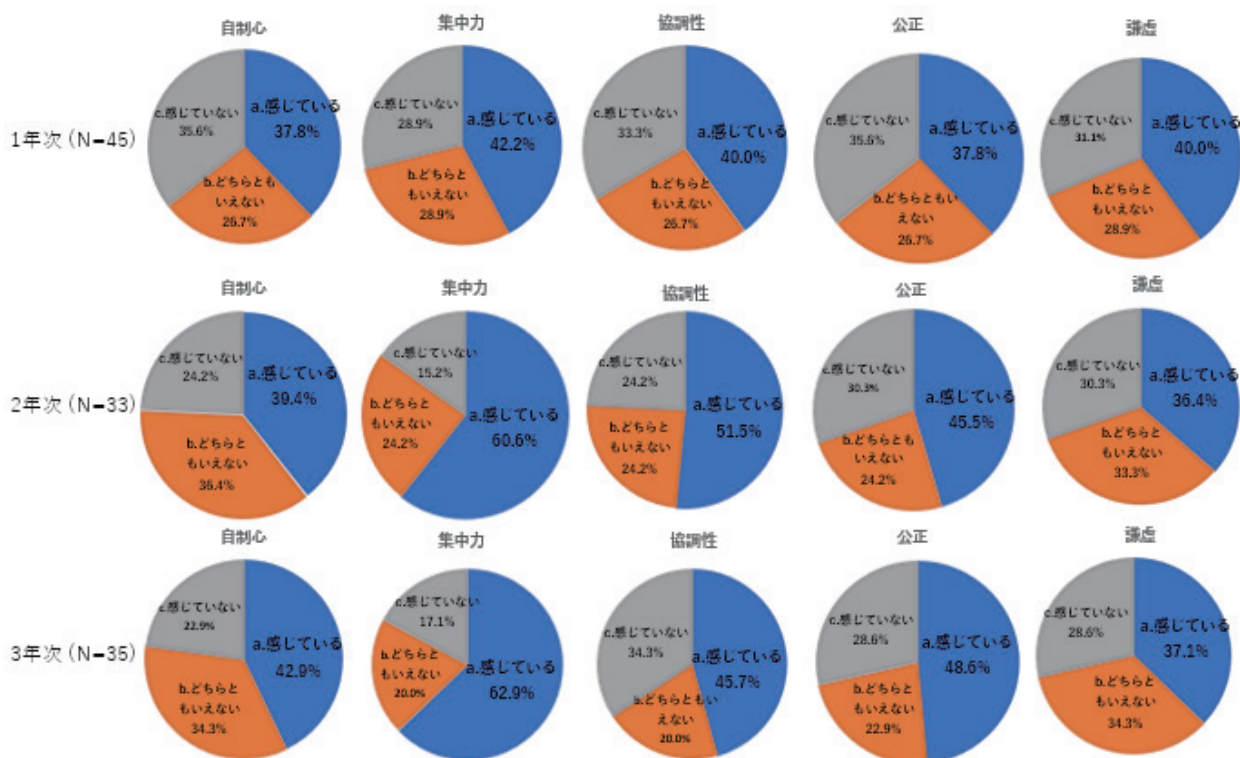


図2.

IV-(11) 柔道整復術ノンテクニカルな影響を「感じている」と認識した割合

柔道整復術ノンテクニカルな影響を「感じている」と認識した割合については、以下の表2.の通りである。

表2 柔道整復術ノンテクニカルな影響を「感じている」と認識した割合(%)

精神項目	1年次	2年次	3年次
礼儀・礼節	75.60%	78.80%	82.90%
他人の思いやり	55.60%	57.60%	65.70%
忍耐力の向上	48.90%	51.50%	62.90%
責任感の向上	33.30%	39.40%	51.40%
自分に自信が持てた	28.90%	36.40%	42.90%
自制心の向上	37.80%	39.40%	42.90%
集中力の向上	42.20%	60.60%	62.90%
協調性の向上	40.00%	51.50%	45.70%
公正になった	37.80%	45.50%	48.60%
謙虚になった	40.00%	36.40%	37.10%
平均	40.00%	49.70%	54.20%

また、柔道授業のノンテクニカル（精神面）への影響が感じられたと回答した学生は、全項目平均値では、1年次44.0%、2年次49.7%、3年次54.2%であり、学年が上がるごとにノンテクニカル効果を感じていると認識する学生の増加がみられた。さらに、1年次と3年次を比較すると23.1%の増加となった。しかし、10項目質問の内、1項目（「謙虚になった」）については低下（8%）していた。（図3）

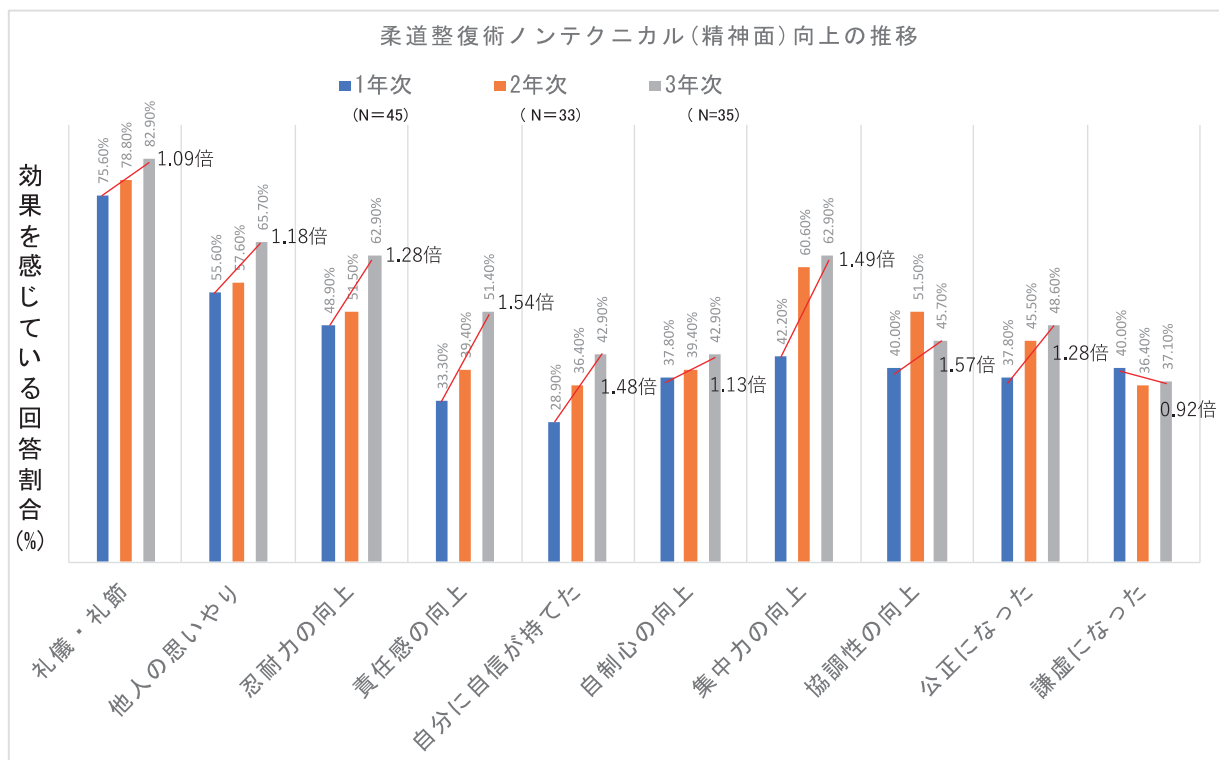


図3. 効果を感じている回答割合(%)

V. 考察

調査の結果、柔道を指導する担当者が柔道の目的や意義について十二分に学生に説明し、その上で学生が柔道を3年間継続的に行うことは医療人としてのノンテクニカル(精神面)に影響を与えることが確認された。とりわけ、「礼儀・礼節が正しくなった」の質問項目に対しては特に実感している学生の割合が高かったことが示された。しかし、10項目質問の内、「謙虚になった」については低下(8%)が見られた。柔道での礼の精神と作法は同時に、「精力善用」、「自他共栄」を学ぶものである。それはまた、社会生活上でも欠くことのできないものである。そもそも、柔道整復師養成のための柔道教育は、競技を目的としたものではなく、昇段を目指し柔道整復師の技術のバックボーンである手技や、人格の形成、心身の鍛錬を目的としており、そこでは人としての振舞いの基本や、人に対する接し方や対話の仕方、礼儀作法の習得が最終目標であるとされる¹²⁾。このうち礼は、社会的活動や人とのコミュニケーションを円滑に営むために、不可欠な要件であり、とりわけ医療人を志す柔道整復師にとって大切な資質であるとみなされている。さらに、柔道において礼法が形式的な側面が強いのは、見られることを意識した「様式美」を内含しているためであるとされる¹³⁾。この点については、武道の価値は人格形成にあるという言葉や「技能の習得を通し人間として望ましい自己形成を重視するという武道の伝統的考え方を理解し、それに基づく行動の仕方を尊重することができるようする。特に礼儀作法を尊重し…」と改訂版指導要領においても指摘されている通りである¹⁴⁾。これらのことから、柔道指導者による精神修養的意義の伝達によって柔道整復師の学生達の柔道観は大きく左右されるものと考えられる。

しかしながら、上記の調査の結果「謙虚になった」という項目に関しては低下が見られたことは、テクニカル(技術・学習面)との関連があると考えられる。

VI. 結語

今回、柔道整復師養成学校における柔道教育が、医療人としてのノンテクニカル(精神面)に影響を与えることが確認された。にもかかわらず、柔道整復師となるための養成課題において、柔道整復術の実践とは一見無関係な柔道をなぜ習得しなければならないのかという疑問をかかえている学生は少なくない。これを教育の持つ意義に対する理解を教員側が説得し、柔道の目的や意義について学生に十二分に説明することのできる能力や資質を教育者サイドが有し、かつ、柔道整復師養成校における柔道教育の持つ意義に対する理解を指導者側が今一度深める必要がある。最後に、柔道整復師にとっての「柔道」がないがしろにされている現状において、本研究の検討によって、柔道教育の再興を期待したいところである。そのためにも今後、さらなる比較検証が必要となるであろう。

VII. 謝辞

本研究の計画、実施に当たりご指導を賜りました森ノ宮医療大学大学院 川畑浩久教授に深く感謝いたします。また本研究を進めるにあたり、アンケート調査にご協力頂いた平成医療学園専門学校の学生並びに、北野吉廣先生に心から感謝の意を表します。

注及び参考・引用文献

- 1) 湯浅有希子. (2016) 柔道整復師—接骨術の西洋医学化と国家資格への歩み. 早稲田大学出版部.
- 2) 久保山和彦. (2018) 柔術の歴史的人類学「柔道」への変容から見えてくるもの. Globe 社.
- 3) 公益社団法人東京都柔道整復師会 (<https://www.tjs.or.jp/top.html>) の綱領を参考とした.
- 4) 柔道整復学・理論編改正版第6版. p.6
- 5) 『久保山和彦. (2018) 柔術の歴史的人類学「柔道」への変容から見えてくるもの. p.253』によると, 柔道と柔道整復が一元化していると述べている.
- 6) 服部辰広・久保山和彦・樋口毅史・松田康宏・伊藤譲. (2015) 柔道整復師養成課程に所属する大学生と専門学校生の柔道整復師に対する意識の相違について—2014年度入学生に対するアンケート調査より—. 日本体育大学紀要巻, 77-85.
- 7) 厚生労働省. (2016) 柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会報告書.
- 8) 林弘典・伊藤譲・小玉京士朗・煙山奨也・行田直人・星伴路・中西盛一郎・吉田勲生・山崎立美. (2006) 柔道整復学科における柔道実技による身体・精神的効果について—3年間の追跡調査—. 柔道整復・接骨医学会誌 14 (3), 158.
- 9) 入江浩正・小笠原孝嗣・笹田岩生・金光寛和・奥野勝彦・山本達也・葉山直史・吉川徹・清水尚道. (2016) 柔道整復師養成施設における柔道実技の教育効果について. 第58回全国柔道整復学校協会教員研修会.
- 10) 大阪府における柔道整復師を養成する専修学校であり著者が柔道授業を担当していた.
- 11) 本研究では, アンケート調査の項目を設定するにあたり, 『林弘典. (2006) 柔道整復学科における柔道実技による身体・精神的効果について』における項目設定に準じている. 柔道整復・接骨医学会誌 14 (3), 158.
- 12) 公益財団法人柔道整復研修試験財団. (2017) 認定実技審査要項平成30年度改訂版.
- 13) 永田英二. (2021) Note of JUDO, リフレ出版.
- 14) 文部科学省. (1989) 高等学校学習指導要領解説 保健体育編・体育編.
- 15) 海老田大五朗. (2012) 柔道整復師はどのようにしてその名を得たか. 日本スポーツ社会学会, 20巻2号, 51-63.
- 16) 廣瀬文彦. (2009) 大学柔道整復学科新入生の意識調査—2008年度入学—. 帝京大学スポーツ医療研究, 33-38.
- 17) 戸田淳二・鶴光太郎・久米功一. (2014) 幼少期の家庭環境, 非認知能力が学歴, 雇用形態, 賃金に与える影響. RIETI Discussion Paper Series 14-J-019.
- 18) 公益社団法人 全国柔道整復学校協会. (2018) 柔道整復学・理論編改正版第6版. 南江堂.

Impact of judo lessons on non-technical (mental) judo rehabilitation — Based on the awareness survey of training school students —

Yukiko Fukui¹⁾, Itumu Bito¹⁾, Takaharu Ide¹⁾, Kouichi Takamoto¹⁾,
Ryoko Maruzawa²⁾, Kazuhiko Kuboyama³⁾

1)Department of Sport and Health, Faculty of Human Sciences, University of East Asia

2)Graduate School of Health Sciences, Nippon Sport Science University Doctoral course

3)Nippon Sport Science University Faculty of Health Sciences Department of Rehabilitation Medicine

Abstract

In recent years, due to changes in the environment surrounding judo rehabilitation training facilities, it has become difficult for students to understand the meaning of taking judo classes in the training course, and the significance of judo education in judo rehabilitation training is significant. It may be fading. In response to this situation, in this study, we investigated the non-technical (mental aspect) obtained through judo lessons at the judo rehabilitation teacher training school and the judo view of students who become medical professionals, and conducted judo education in judo rehabilitation. We will reconsider the position. In doing so, students enrolled in a certain school in Osaka Prefecture were selected as survey subjects, and anonymous questionnaire surveys were conducted and analyzed three times at the end of each school year from 2019 to 2021. As a result, the number of students who answered that judo lessons had a non-technical (mental) effect increased with each grade, confirming that students' awareness of non-technical effects increased. From this, it is possible that a person who teaches judo will explain the purpose and significance of judo to students, and that continuous practice of judo for three years will have a beneficial effect on non-technical (mental) aspects as a medical professional. It was suggested.

Key word : Judo class, Judo rehabilitation teacher, Judo rehabilitation school, mentally,
Questionnaire survey